

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社ま ほろば	大阪市北区梅田 二丁目五番一〇 号	放課後等デ イサービス まほろば	香芝市上中七 八五―三	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年十一 月一日
合同会社か ぶとむし	奈良市中山町一 三六番地の二六	かぶとむし	奈良市中山町 一三六番地の 二六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年十一 月一日
一般社団法 人侑輝会	吉野郡大淀町大 字下渚九五六番 地	発達支援ル ームスマイ ルキッズ	吉野郡大淀町 大字下渚九五 六番地	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年十一 月一日